

第2次北海道消費生活基本計画（素案）  
パブリックコメントの結果について

【意見募集期間】 平成26年11月26日～平成26年12月25日

【意見提出数】 2団体延べ14件

【意見の概要及び道の考え方】 次のとおり

■第3章『消費者施策の基本的な方針』に関すること

No.	意見の概要	意見に対する道の考え方
①	<p>1 行政・事業者・消費者の責務、役割 （2）市町村の役割 現行の基本計画では、市町村の「責務」となっているが、素案では、市町村の「役割」に変更されている。</p> <p>消費者安全法に基づき市町村は、苦情処理のあっせんや重大消費者事故等の国への報告等が義務付けられている。素案でも、市町村の責務とし、引き続き苦情処理体制等の一層の充実について示すべき。</p>	<p>今後の参考とする。</p>
②	<p>2 道の施策の基本的な展開方針 （2）重点的に取り組む施策 以下の内容を盛り込んで欲しい。 消費者市民社会を実現するための消費者教育においては、ライフステージに応じて、消費者自らが主体的に考えて行動できる力を育成するため、道が多様な主体と連携して、体系的な教育を実施する取組を推進していくことが求められる。具体的には、教育機関、消費者団体、事業者団体、地域団体等の多様な主体との連携により、これまでよりも幅広い対象に向けた消費者教育を積極的に展開する必要がある。</p>	<p>素案と意見は同趣旨。</p> <p>道民がどこに住んでいても、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができるよう、多様な担い手との連携・協力により効果的な消費者教育を推進する。</p>
③	<p>2 道の施策の基本的な展開方針 （2）重点的に取り組む施策 以下の内容を盛り込んで欲しい。 これからの消費者教育は、消費者被害の未然防止という消極的なもののみならず、消費者が主体的に、良質かつ安全な商品やサービスを適切な対価で得るためにはどうしたらよいか、そのために必要な情報はどのように入手するか、そういった方策に向けられるべきである。</p>	<p>素案と意見は同趣旨。</p> <p>学校、地域、職域など様々な場における消費者教育の取組の中で、自立した消費者を育む取組が行われるよう支援する。</p>

<p>2 道の施策の基本的な展開方針  (2) 重点的に取り組む施策  以下の内容を盛り込んで欲しい。  また、消費者問題が多様化・複雑化している現状の中、消費者教育に取り組んでいる団体相互間の連携も重要であり、形式的な協議・情報交換の場を設けることに止まらず、道において、より実質的・組織的な連携を支援する必要がある。</p> <p>④</p>	<p>今後の参考とする。</p>
---	------------------

■第4章『総合的、計画的に講ずべき施策の展開方向』に関すること

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>第2節「1 消費者の権利の尊重」  (1)消費苦情等の処理及び消費者被害の救済  エ 消費者被害の救済  以下の内容を盛り込んで欲しい。  ⑤ 集団的消費者被害の新たな救済制度を創設する「消費者裁判手続特例法」が平成28年12月までに施行されることに向けて、その担い手である特定適格消費者団体との連携や支援のあり方を検討し、同法による被害救済制度が円滑に実施されるための環境整備に努める。</p>	<p>今後の参考とする。</p>
<p>第2節「1 消費者の権利の尊重」  (2) 公正な消費者取引の確保  イ 不当な取引方法の禁止  以下の内容を盛り込んで欲しい。  ⑥ 消費者契約法の規定により内閣総理大臣の認定を受け、事業者の不当な勧誘行為や契約条項などに対する差止請求権を有する適格消費者団体と、適切な情報提供ルールのもとで連携を図り、適格消費者団体が行う差止請求等の業務を支援するとともに、道としても、適格消費者団体と連携を図りながら、消費者取引の適正化及び消費者被害の未然防止に努める。</p>	<p>意見を踏まえ案を修正。  ※ <b>資料2</b>のNo.2のとおり</p>

<p>第2節「1 消費者の権利の尊重」  (3) 消費者の安全・安心の確保  ウ 食の安全・安心の確保  素案において、新たにHACCP導入の記述があるが、より強力に推進する旨の記載をすべきである。</p> <p>⑦ 道においては、来年3月末を目処に「食品衛生法施行条例」改正を計画しており、①HACCPの推進、②健康被害につながる情報の保健所への報告等が盛り込まれる予定であり、食の安全・安心の一層の充実の観点から、事業者に対する安全確保の徹底やHACCP導入の推進計画を積極的に示すべきである。</p>	<p>今後の参考とする。</p>
<p>第2節「2 消費者の自立の支援」  (1) 消費者教育の推進  イ 地域における消費者教育</p> <p>⑧ 平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」に基づき各市町村に設置の努力義務が求められている「消費者教育推進地域協議会」等(第20条)の設置推進について記載すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ案を修正。  ※資料2 No.1、3のとおり</p>
<p>第2節「2 消費者の自立の支援」  (1) 消費者教育の推進  イ 地域における消費者教育</p> <p>⑨ 各地域における、学校教育を含む生涯教育の推進を定める「市町村消費者教育推進計画」やそれを担う「消費者教育推進地域協議会」の設置は、消費者被害の未然防止や安全・安心の地域づくりには不可欠な取り組みであり、その旨の記載をすべきである。</p>	<p>意見を踏まえ案を修正。  ※資料2 No.1、3のとおり</p>
<p>第2節「2 消費者の自立の支援」  (3) 消費者団体との連携、活動の促進  イ 適格消費者団体との連携  以下の内容を盛り込んで欲しい。</p> <p>⑩ 消費者の自立の支援においては、消費者・消費者団体・生活協同組合のみならず、行政、事業者、事業者団体など多様な主体との連携が必要である。適格消費者団体が有する専門的知見や活動内容などからすれば、そうした役割も期待されるところであり、当該団体の特性を生かした連携や支援のあり方を検討する。</p>	<p>意見を踏まえ案を修正。  ※資料2 No.4のとおり</p>

⑪	<p>第3節 社会経済情勢の変化への対応</p> <p>人口の推計数を除き、現行の基本計画の内容と同じであり、最近の社会経済情勢の変化を踏まえ適切に見直すべきである。現行の基本計画策定時より4年近く経過しているが、最近特に「人口減少・少子高齢化」「高度情報通信社会の進展」等が急速に進んでいる。直近の社会経済情勢の変化を的確に把握し、それに基づいた施策の方向性を打ち出すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ案を修正。 ※資料2 No.5、6のとおり</p>
⑫	<p>第3節 社会経済情勢の変化への対応</p> <p>素案の第3節は、第1節並びに第2節の前提となるべき社会経済情勢の分析であり、記載順番を第1節・第2節の前段とするなど、記載順番の見直しを検討すべきである。</p>	<p>素案のとおりとする。</p> <p>本計画は、条例に基づく計画であるため、その基本理念に沿って体系的に整理した上で、第3節において、施策の推進に当たって配慮すべき事項について視点を改めて改めて施策の方向性を記述しているため。</p>

## ■計画全般に関すること

	意見の概要	意見に対する道の考え方※
⑬	<p>「消費者教育の推進」及び「高齢者等の被害の防止」の2点を、重点的に取り組む計画としており時宜を得ているが、実効性をあげるには行政、道民、事業者等一丸となった幅広い連携が不可欠であり、そのためのより具体的な取り組み計画の策定を示すべき。</p>	<p>今後の参考とする。</p>
⑭	<p>現行計画の「喫緊の課題への対応」において①消費生活相談体制の整備、②消費者事故対応及び情報提供体制の整備が盛り込まれているが、この間の整備状況の検証を的確に行い、今後も継続支援とより具体的な対応策を示すべき。</p>	<p>素案と意見は同趣旨。</p> <p>消費生活相談体制については、平成24年度当初には、道内のほとんどの地域で消費生活相談を概ね処理できる体制が構築されたことから、本計画（素案）の第4章第2節の1の(1)のイに記載している市町村支援に、引き続き取り組むこととしている。</p> <p>また、消費者事故対応及び情報提供体制についても、本計画（素案）の第4章第2節の1の(1)のウ、同章同節の1の(3)のア及びオに記載している取り組みを推進していくこととしている。</p>

